

特集

国民年金

国民年金は、老後やけが・病気で障がいが残ったときなどに生活の基本的な部分をみんなで支え合う大切な制度です。今回、としかねさん家族と一緒に年金制度を再確認しましょう。

①年金に入るのはだれ？



●年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全員が加入します。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入する人は	自営業・農業・学生など第2・3号以外の人	厚生年金や共済組合などに入っている人	第2号被保険者に扶養されている配偶者(年収130万円未満の人)
納付方法	自分で納める	給料から差し引かれます	自分で納めない(第2号被保険者が加入している年金制度が負担)

●手続きはいつ？

こんなときに手続きします

20歳になった・退職した・健康保険の扶養から外れた・市内へ転入した・死亡した

その時必要なものは

年金手帳・年金証書、本人確認ができる書類(運転免許証など公的機関発行のもの)、学生証、離職票・雇用保険受給資格者証(公務員は辞令書、退職証明書)、印鑑、委任状(代理人の場合)

※内容により必要書類が異なります。事前にお問い合わせください

現在、未納保険料は過去2年間分までしか納付できませんが、10月より平成27年9月までの3年間に限り、過去10年間分を納付することが出来ます。
受給資格期間の足りない人や年金額を増やしたい人は、10月以降に申請が必要です。
※65歳以上で老齢基礎年金の受給資格のある人・老齢基礎年金を受給している人は対象外

10月から!
10年前までの未納保険料
支払いできます

「わりびき」ってある？

②国民年金の保険料いくら？



●平成24年度国民年金保険料 月額1万4,980円です。
※付加保険料は月額400円

- 納付方法
- ①納付書(金融機関やコンビニで納める)
 - ②口座振替 ③クレジットカード
 - ④インターネット(金融機関へ登録が必要)

●割引 納付方法によって下表のとおり割引があります。

平成24年度 納付方法別割引表 ()は割引額

納付方法	年間保険料		
	①	③	④
毎月支払うと	17万9,760円 (0円)	17万9,160円 (600円)	17万9,160円 (600円)
半年分支払うと ※納期4・10月	17万8,300円 (1,460円)	17万7,720円 (2,040円)	17万7,720円 (2,040円)
1年分支払うと ※納期4月	17万6,570円 (3,190円)	17万5,990円 (3,770円)	17万5,990円 (3,770円)



年金のなるほど 年金ポイント

●もらうには25年間(300月)必要!

年金をもらうには、原則25年の期間が必要です。この期間を「年金受給資格期間」といって、納付と免除期間を足して25年あれば年金をもらうことができます。

●カラ期間って知ってる？

年金受給資格期間が25年に足りなくても、20～60歳までに下記の期間(カラ期間)などがあった場合は月数に計算されるので、年金をもらえる場合があります。(ただし年金額には反映されません)

- ①昭和61年3月以前に、第2号被保険者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
- ②平成3年3月以前に学生で、国民年金に任意加入しなかった期間
- ③昭和36年4月以降、海外に住んでいた期間

支払いにコマッタ…



納付に困ったら必ず免除などの申請(前年所得の審査有り)をしましょう。未納にしていると年金がもらえなくなる場合があります。

●免除ってどんなのがあるの?

- 申請免除**
【審査対象】本人・配偶者・世帯主の所得
【保険料】全額免除=0円・4分の3免除=3,750円・半額免除=7,490円・4分の1免除=1万1,240円(平成24年度の金額)
- 若年者納付猶予**
【審査対象】30歳未満で本人と配偶者の所得
【保険料】0円
- 学生納付特例**
【審査対象】本人の前年所得が118万円以下の学生
【保険料】0円
- 失業特例** 退職(失業)した人は離職票などを添付し申請すると、本人所得なしで審査されます

●免除したらどうなる

年金受給資格期間に計算されますが、追納しない場合はもらえる年金額が少なくなります。なお未納の場合は、期間に計算されず年金額も減ります。

例) 1年間免除などをすると下表のようになります。

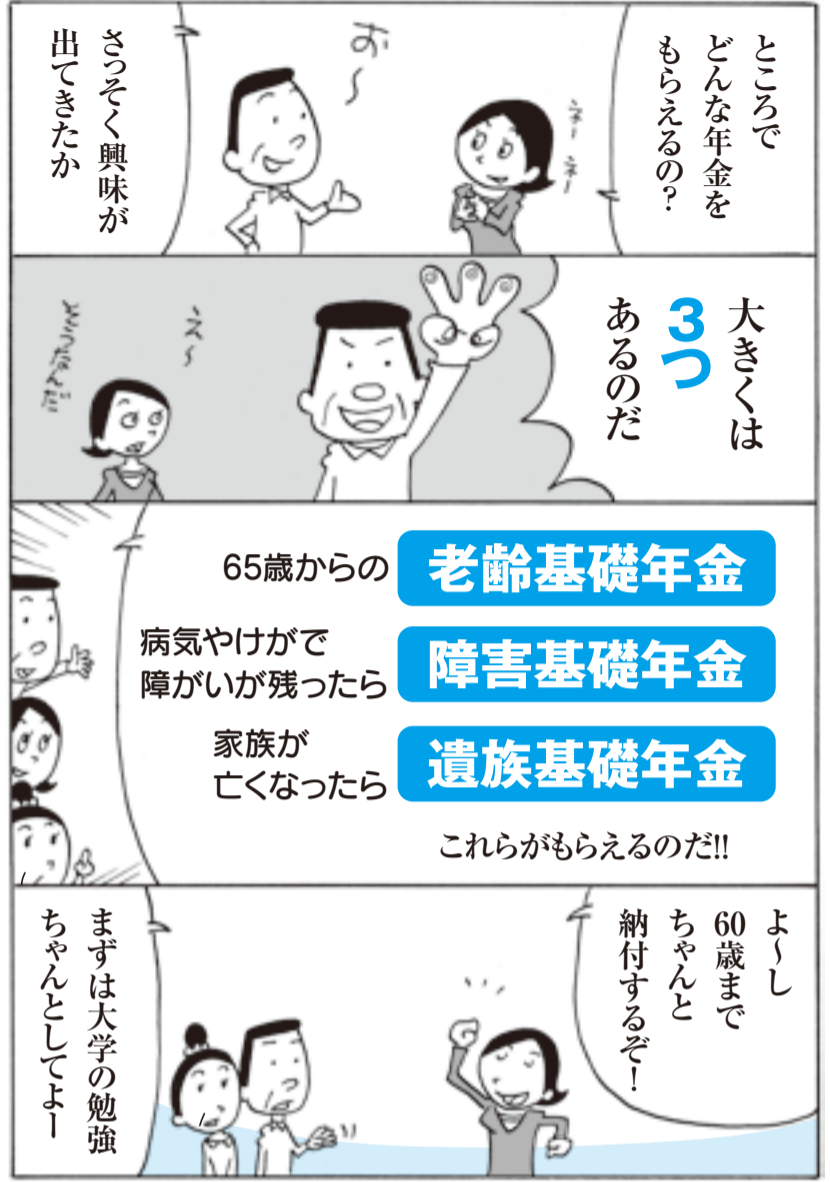
種類	年金の金額は年額どれくらい減りますか	年金受給資格期間に計算されますか
全額免除	約1万円	○
若年者納付猶予	約2万円	
学生納付特例		○
未納	×	

●もらえる年金を増やすには

次の制度を申請すると、将来の老齢基礎年金額が増えます。

- 付加年金** 定額の保険料と一緒に月額400円を納付(第1号被保険者のみ利用可)
※付加年金の年間受け取り額は、200円×納めた月数
(障害年金をもらっている間は、付加年金は受け取りできません)
- 任意加入** 年金未加入や未納期間がある60歳以上65歳未満の人や海外に住む20歳以上65歳未満の日本人らが希望して保険料を納付
※受給資格期間が足りない人は70歳まで納付可能
- 追納** 免除などを受けた人が、さかのぼって保険料を納付(10年以内)

ちゃんと納付、ちゃんと…



●こんな時はこの年金がもらえます (平成23年度の年金額です)

種類	65歳から 老齢基礎年金	病気やけがで障がいが残った 障害基礎年金	家族が亡くなった 遺族基礎年金
年額	78万8,900円 (月額6万5,741円) ※40年間納めた満額	1級=98万6,100円 2級=78万8,900円	78万8,900円
支給対象	保険料を25年以上納めた(免除期間を含む)原則65歳以上の人	国民年金加入中や20歳前が初診日の病気やけがで、国民年金の障害等級表1・2級になった人 ※初診日の前々月までの加入期間中3分の2以上の保険料を納付しているなど一定の条件有り	老齢基礎年金の受給資格があるなど一定条件を満たす生計を維持していた人が18歳未満の子ども(障がい児の場合は20歳未満)を残して亡くなった時に、妻または子どもが受け取り
その他支給に関すること	【特別障害給付金制度】 カラ期間(右ページ「年金のなるほどポイント」参照)の①②に初診日がある障害基礎年金1・2級相当の人に支給 1級=月額4万9,650円 2級=月額3万9,720円	【寡婦年金】 第1号被保険者として25年以上納めた(免除期間を含む)夫が年金を受け取らずに亡くなった時、10年以上婚姻関係のある妻に60~65歳まで支給 【死亡一時金】 第1号被保険者として3年以上納めた人が年金を受け取らずに亡くなった時、遺族に支給 ※遺族が遺族基礎年金・寡婦年金の受給資格がある場合を除く	

